

○みよし市特別支援教育就学奨励費支給事務取扱要綱

令和4年3月23日

(趣旨)

第1条 この要綱は、特別支援教育の振興を図るため、みよし市が行う特別支援教育就学奨励費（以下「奨励費」という。）の支給に関し、必要な事項を定めるものとする。

(支給対象者)

第2条 奨励費の支給対象となる者は、みよし市立の小学校若しくは中学校の通常の学級に就学する学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第22条の3に規定する障害の程度に該当する児童若しくは生徒の保護者又は特別支援学級に就学する児童若しくは生徒の保護者で、かつ、その世帯の前年の収入の額（以下「収入額」という。）が生活保護法（昭和25年法律第144号）第8条第1項の規定により厚生労働大臣が定める基準の例により算定したその世帯の需要の額（以下「需要額」という。）の2.5倍未満の保護者とする。ただし、みよし市就学援助費支給要綱（平成19年10月17日）の規定に基づく就学援助の認定を受けている者は支給対象としない。

(支給費目及び支給額)

第3条 奨励費の支給種目は次の各号に掲げるとおりとし、当該各号に定める費目を予算の範囲内で支給するものとする。

(1) 学用品費等

- ア 学用品費 児童又は生徒の所持に係る物品で、各教科及び特別活動の学習に必要とされる学用品（実験材料及び実習材料を含む。）又はその購入費
- イ 通学用品費 児童又は生徒が通常必要とする通学用品（通学用靴、雨靴、雨傘、上履き、帽子等）又はその購入費

(2) 校外活動費 児童又は生徒が、学校外に教育の場を求めて行われる学校行事としての活動のうち、校外活動に参加するために直接必要な交通費及び見学料

(3) 修学旅行費 修学旅行に直接必要な交通費、宿泊費、見学料及び体験料並びに修学旅行に参加した児童又は生徒の保護者が修学旅行に要する経費として均一に負担すべきこととなる記念写真代、医薬品代、旅行障害保険料、添乗員経費、荷物輸送料、しおり代、通信費及び旅行取扱料金

(4) 新入学児童生徒学用品費 新入学児童又は新入学生徒が通常必要とする学用品若しくは通学用品（ランドセル、カバン、通学用服、通学用靴、雨靴、雨傘及び上履き）又はその購入費

(5) 学校給食費　児童又は生徒が受けた給食で、保護者が負担することとなる額の2分の1の額

2 前項の規定にかかわらず、生活保護法第13条の規定による教育扶助受給者には前項第1号、第2号及び第5号の費目、同法第12条の規定による生活扶助受給者には前項第4号の費目は、支給しない。

(支給の申請)

第4条 奨励費の支給を受けようとする者は、毎年度市長が定める日までに、特別支援教育就学奨励費支給申請書（別記様式。以下「申請書」という。）に、証明書類等を添えて児童又は生徒が通う学校を経由して市長へ提出するものとする。

(支給の認定)

第5条 市長は、前条の規定により申請書を受理したときは、当該申請書及び児童又は生徒と生計を一つにする世帯全員の前年の収入金額の合計金額に基づいて支給の認定を行うものとする。

(支給の認定の通知)

第6条 市長は、前年の規定に基づき支給の認定を決定した後、当該認定に係る児童又は生徒の通学する学校の校長にその旨を通知するとともに、校長を通じて当該児童又は生徒の保護者に対し、奨励費が支給される旨を速やかに通知する。

(奨励費の支給方法)

第7条 奨励費の支給は、市長が金銭又は現物により、認定を受けた保護者に対して行うものとする。

2 校長が認定を受けた保護者から受領について委任を受ける場合、校長は、適切な方法により、金銭又は現物で、直接保護者に支給する。

(支給の時期)

第8条 奨励費の支給の時期は、次の各号に掲げる支給種目に応じ、当該各号に定めるところによる。

(1) 学用品費等、校外活動費、修学旅行費及び学校給食費 次の表の左欄に掲げる支給対象月に応じ、同表の右欄に掲げる支給月とする。

支給対象月	支給月
4月分から7月分まで	8月
8月分から11月分まで	12月

12月分から3月分まで	3月
-------------	----

(2) 新入学児童生徒学用品費 6月

(年度中途の認定及び廃止)

第9条 転入学者又は途中入級により年度の中途において奨励費の支給の認定を必要とする者については、第4条から第6条までの規定に基づき、必要な手続を行わなければならない。この場合において、市長は、その都度速やかに追加認定を行うものとする。

- 2 年度中途において児童生徒が転出、退級若しくは死亡したことにより奨励費の支給を必要としなくなったと認められる場合は、市長は奨励費の支給を停止するものとする。
- 3 年度中途に認定又は停止を受けた者の奨励費の支給額は、市長が別に定める。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別記様式（第4条関係）

特別支援教育就学奨励費支給申請書

住 所 みよし市

保護者氏名

電話番号 一

氏名	生年月日	続柄	職業及び勤務先又は在学学校名及び学年
	年 月 日		
	年 月 日		
	年 月 日		
	年 月 日		
	年 月 日		
	年 月 日		

振込先	認定された場合は、次の口座へ特別支援教育就学奨励費の振込みを依頼します。			
	銀行 信用金庫 農協 ()	本店 支店	口座記号番号	口座名義
			普通・当座	(ふりがな)

代理権授与通知	(代理人) みよし市長
	(授權事項) 特別支援教育就学奨励費支給に必要とする市民税に係わる公簿閲覧に関する事。
	上記の者を代理人と定め、所定の申請権限を委任したので通知します。
	年 月 日

委任者（保護者）氏名

別記様式（第4条関係）